

# 技術提案の採否通知について

資料 5

## 現状

○・・・加算点付与の対象とする   －・・・加算点付与の対象としない   ×・・・実施不可

「〇〇〇〇の品質向上対策」について

提案番号 1 ○

提案番号 2 －

提案番号 3 × (理由:協議事項となるため、技術提案として認めない)

提案番号 4 ○

提案番号 5 × (理由:品質低下の可能性が否定できないため、技術提案として認めない)

『×』の技術提案のみ理由を付して通知する



より解りやすく

技術提案 2 － (理由:入札説明書9(3)③※2(オ)に示すとおり)

『－』の技術提案についても理由を付して通知する

※理由は、入札説明書の「技術提案の評価に関する事項」に記載されている該当項目を通知

【例】標準案同等:(理由:入札説明書9(3)③※2(ケ)に示すとおり)

仕様・目的・効果が明確でない提案:(理由:入札説明書9(3)③※2(オ)に示すとおり)

## 入札説明書抜粋

### ※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別紙2、別紙4に基づき提案すること。
- (イ) 提案内容が、②③各々評価項目に対し5提案を超過した場合については、提案内容の記載順に5提案までの内容で評価するものとする。又、※1(イ)に示す規定枚数を超過した場合については、②③各々資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は評価しない。
- (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、「課題と目的」及び「効果とその根拠」のポイントをとらえ具体的な仕様が記載された提案について、優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
- (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
- (オ) 上記の評価項目設定理由に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」又は「提案内容の仕様」が不明確な提案については、評価しない。
- (カ) 提案内容の「技術提案の概要」に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」又は「提案内容の仕様」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
- (キ) 提案内容が、NETISの「推奨技術」等および「建設ICTの活用」の有効な技術を使用し優位性が認められる場合は高く評価する。
- (ク) 提案内容が重複しており、かつその効果が重複する2つ目以降の提案については、1つ目の評価より低く評価する。
- (ケ) 通常、一般的に実施されていると判断される提案、「課題と目的」及び「効果とその根拠」が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しない。
- (コ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、「課題と目的」「効果とその根拠」「提案内容の仕様」を担保・確認ができるものと、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- (サ) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
- (シ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
  - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
  - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
  - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
- (ス) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
  - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、12点を減点する。
  - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、12点を減点する。
  - (iii) 提案数が5提案を超える場合は、12点を減点する。
  - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、12点を減点する。